

昭和五十七年十二月二十四日受領  
答 弁 第 二 一 号

(質問の 二)

内閣衆質九七第二号

昭和五十七年十二月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員安藤巖君提出衆・参両議院の定数格差是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員安藤巖君提出衆・参両議院の定数格差是正に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員の選挙に関する選挙区の区分及び各選挙区への議員定数の配分については、各選挙区の人口数と配分議員定数との比率の平等が基本的な基準とされるべきであるとしても、それ以外にも、行政区画、面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等諸般の極めて多種多様で複雑微妙な政策的及び技術的な要素が考慮されるべきものであり、御指摘のような格差があるからといって、現行の定数配分規定が直ちに違憲であり、選挙の公正を害しているとは考えていない。

二について

参議院議員の選挙区別定数の配分については、一についてで述べたことのほか、各選挙区選

出議員の有する地域代表的性格や半数改選制といった参議院の特殊性も併せて考慮されるべきものであり、御指摘のような格差があるからといって、現行の定数配分規定が直ちに違憲であり、選挙の公正を害しているとは考えていない。

### 三及び四について

衆・参両議院議員の選挙区別定数をどのように定めるかという問題は、各議院の総定数、選挙区制度等選挙制度の基本につながる問題であり、各党間において十分論議を尽くしていただき、その合意に基づいて対処していくことが最も民主的かつ現実的な方法であると考えている。

右答弁する。